

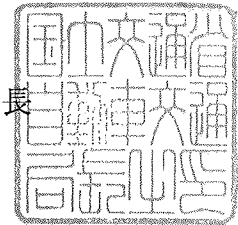


受理番号第68号  
受理日H22.2.12

国自技第264号の3  
国自環第243号の3  
平成22年2月5日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので  
通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方  
願います。

別添

国自技第264号  
国自環第243号  
平成22年2月5日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表  
 昭和36年11月25日付け自車第880号  
 改正 平成22年2月5日付け国自技第264号、国自環第243号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)	第3章 自動車の検査 (事務関係)	第3章 自動車の検査 (事務関係)
3-1～3-3 (略)	3-1～3-3 (略)	3-4 (検査証等の記載事項等)	3-4 (検査証等の記載事項等)
3-4-1～3-4-18 (略)	3-4-1～3-4-18 (略)	3-4-1-19 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものには、必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものには、必要に応じて記載するものとする。(第4号様式による。)	3-4-1-19 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については、必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものには、必要に応じて記載するものとする。(第3号様式による。)
記載を要する自動車	記載事項	記載事項	記載事項
1. ～15. (略)	(略)	(略)	(略)
15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)～(4) (略)	(略)	初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WVTA) (COC) (外国登録証) (認可書)	(略)
(5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の適合性を同条第3項第2号により確認したもの	細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示	(略)	(略)
16. ～34. (略)	(略)	(略)	(略)
35. 平成22年4月1日以後に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及	消音器の加速走行騒音性能規制(以下「マフラー加速騒音規制」という。)が適用される旨	マフラー加速騒音規制適用車	(略)

び大型特殊自動車を除

く。

附 則

本改正規定は、平成22年4月1日から適用する。